

番 号 : 130724

国 名 : ラオス

担当部署 : ラオス事務所

案件名 : 保健セクター事業調整能力強化フェーズ2 (保健セクター事業共通管理ツール継続活用支援)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 保健セクター事業共通管理ツール継続活用支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年9月上旬から2013年10月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.30M/M、現地 0.87M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数 :

	準備期間	現地調査期間	整理期間
	3日	26日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 8月14日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - 1) 業務方針の的確性 6点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 8点
 - 3) 語学力^{注3)} 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

注1) 類似業務 : セクター事業管理に関する各種業務

注2) 対象国/類似地域 : ラオス/全世界 (本邦含む。)

注3) 語学の種類 : 英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ラオスの保健セクターでは、複数の保健セクター関連政策の下で、数多くの開発パートナー (WHOなどの各ドナー及び国際NGO) が調整・連携の不十分なままに活動したため、対象とする課題や地域の重複・偏在が生じ、援助の効率と効果を限定的なものにしていた。この状況を改善すべく、JICAは2006年8月から2010年8月まで技術協力プロジェクト「保健セクター事業調整能力強化」を実施し、単一政策枠組みの下、保健省関係者と開発パートナーが定期的に会して情報共有や意見交換を行い、保健省のリーダーシップとオーナーシップに基づく調和のとれた保健セクターの事業展開への移行を支援した。同技術協力では、保健省が独自に作成した保健開発5カ年計

画を単一政策枠組みとし、セクター全体の事業調整の場であるセクター作業部会と課題毎の複数の技術作業部会および事務局で構成される事業調整を行う体制（保健セクター事業調整メカニズム）の構築とその機能強化を支援した。この体制のうちセクター作業部会において、保健省と開発パートナーが保健開発5カ年計画の策定に関する協議やモニタリングを合同で行うようになり、これを踏まえ同技術協力では、その為の事業管理ツール、“Sector Common Workplan/Monitoring Framework (SCWMF)”の開発を支援した。

JICAは、保健セクター事業調整メカニズムを活用した第7次保健開発5カ年計画とそのサブプログラムの実施を支援するため、技術協力プロジェクト「保健セクター事業調整能力強化フェーズ2（2010年12月-2015年12月）」を開始した。本プロジェクトでは、セクター作業部会、事務局、計画財務作業部会、保健人材作業部会、母子保健作業部会の機能（特にモニタリング機能）の強化を支援しており、現在、2名の長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整/組織強化）が現地で活動している。SCWMFに関しては、2012年1月から2月、及び、2013年1月から2月の二度にわたり短期専門家を派遣し、事務局の中心である計画・国際協力局国際協力課（以下、C/P）による継続的な改訂作業及び普及活動を支援しており、SCWMFは現時点において、1）政策枠組み、2）プログレスレポート、3）指標マトリックス、4）ドナーマッピングの4部構成に整理されている。また、国際協力課は、上記短期専門家の支援によりSCWMFを使ったモニタリング業務を行えるようになり、ツールのフォーマットもほぼ定型化され、さらに、SCWMF作業マニュアルも策定済みである。関係者からは保健セクター全体を俯瞰する上で有用との評価がある一方、指標マトリックスのデータの質の向上を含む記載内容の質の向上の必要性が指摘されてきている。また、プログレスレポートにおいては、各プログラムの進捗と課題の記載が依然として論理的・分析的・具体的とは言えず、SCWMFの共有先となる関係者の進捗改善に向けた必要な行動を喚起するには、記載内容の質の更なる改善が求められている。

このような背景を踏まえ、本専門家は、SCWMFのプログレスレポートの質を改善するべく、レポート作成を担当している国際協力課職員の問題分析に関する能力強化と、分析的レポート作成への技術的指導を目的として派遣する。

7. 業務の内容

本業務は、SCWMFのプログレスレポートの質を改善するべく、レポート作成担当者の問題分析に関する能力強化と、分析的レポート作成への技術的指導を行うことを目的としています。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

- (1) 国内準備期間（9月上旬）
 - ア 「保健セクター事業調整能力強化フェーズ2」の専門家と連絡を取り、事前に関連事項等を確認及び情報収集し、整理する。
 - イ ワークプラン（英文）を作成し、JICA人間開発部及び監督職員に提出する。
- (2) 現地派遣期間（9月中旬～10月上旬）

以下の事項について、保健省C/Pに助言・指導しつつ、業務を行う。

 - ア SCWMFのプログレスレポート作成を担当する各プログラムの担当者に対して、WBS (Work Break-down Structure) などの手法を用いた問題分析に関する技術指導を行う。
 - イ 分析的なレポート作成に関する技術指導を行う。
 - ウ プログレスレポートのフォーマットの見直し及び必要に応じた改訂への技術指導を行う。
 - エ アからウの活動結果を踏まえ、既存の「SCWMF作業マニュアル」の内容を見直し、必要に応じて改訂する。
 - オ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P、本プロジェクト、監督職員に提出・報告する。
 - カ 専門家業務完了報告書案（和文）を作成し、本プロジェクト及び監督職員に提出・報告する。
- (3) 帰国後整理期間（10月上旬）
 - ア 本プロジェクトの専門家と連絡を取りつつ、専門家業務完了報告書（和文）を完成させる。

- イ 専門家業務完了報告書（和文）をJICA人間開発部へ提出し、活動内容について報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

英文4部（C/P、本プロジェクト、監督職員、JICA人間開発部に各1部）

(2) 現地業務結果報告書（改訂された「SCWMF作業マニュアル」を添付すること）

英文4部（C/P、本プロジェクト、監督職員、JICA人間開発部に各1部）

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部（本プロジェクト、監督職員、JICA人間開発部に各1部）

なお、上記成果品の提出は、簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒バンコクもしくはハノイ⇒ビエンチャン⇒バンコクもしくはハノイ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年9月9日～10月4日を予定しています。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

・チーフアドバイザー（長期派遣専門家）

・業務調整/組織強化（長期派遣専門家）

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿舍手配

あり

③ 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

⑥ 執務スペースの提供

保健省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- 1) 本件に係る資料は、JICA人間開発部保健第3課（03-5226-8356）にて閲覧できます。

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。

以上